

森林経営計画に関する 支援について

令和7年2月14日

林業課 林業経営・技術指導担当
森宗 由実

～もくじ～

1. 森林経営計画制度の概要
2. 現状・課題
3. 活動内容・取組の成果
4. 今後の展開・まとめ



1 森林経営計画制度の概要

1. 森林経営計画制度の概要①

目的

一体的なまとまりをもった森林における計画的・効率的な森林の施業等を通じた森林の有する多面的機能の十全な発揮

作成者

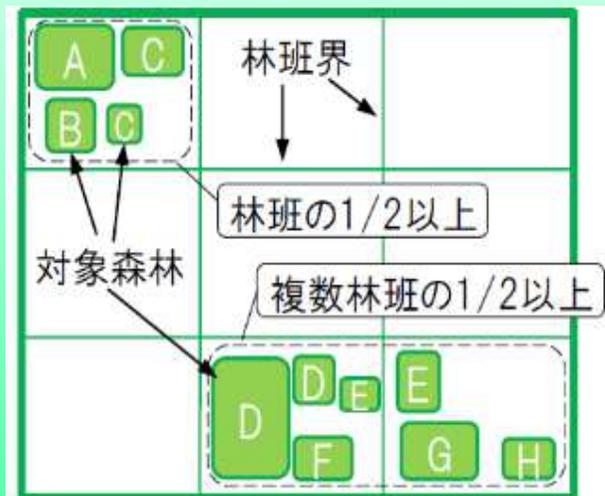
- ① 森林所有者
- ② 森林所有者から森林の経営の委託を受けた者

計画期間

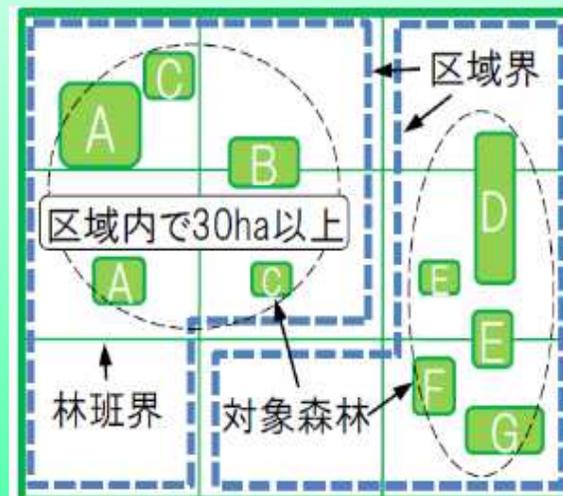
5年

種類

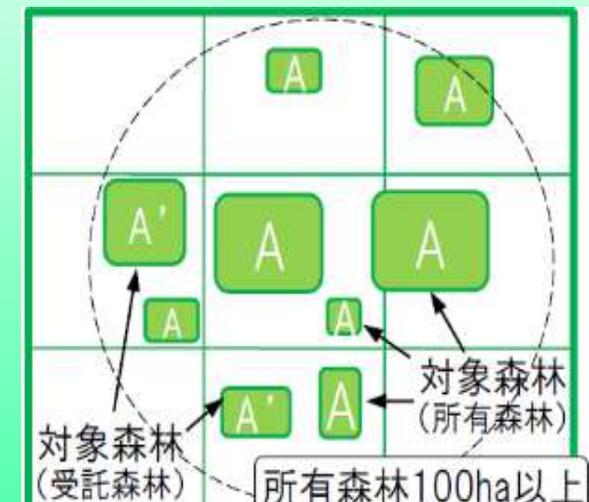
林班計画



区域計画



属人計画



1. 森林経営計画制度の概要②

認定者

- 市町村長 ⇒ 1市町村区域内にある場合
- 都道府県知事 ⇒ 県内の複数の市町村にわたる場合
- 農林水産大臣 ⇒ 複数の都道府県にわたる場合

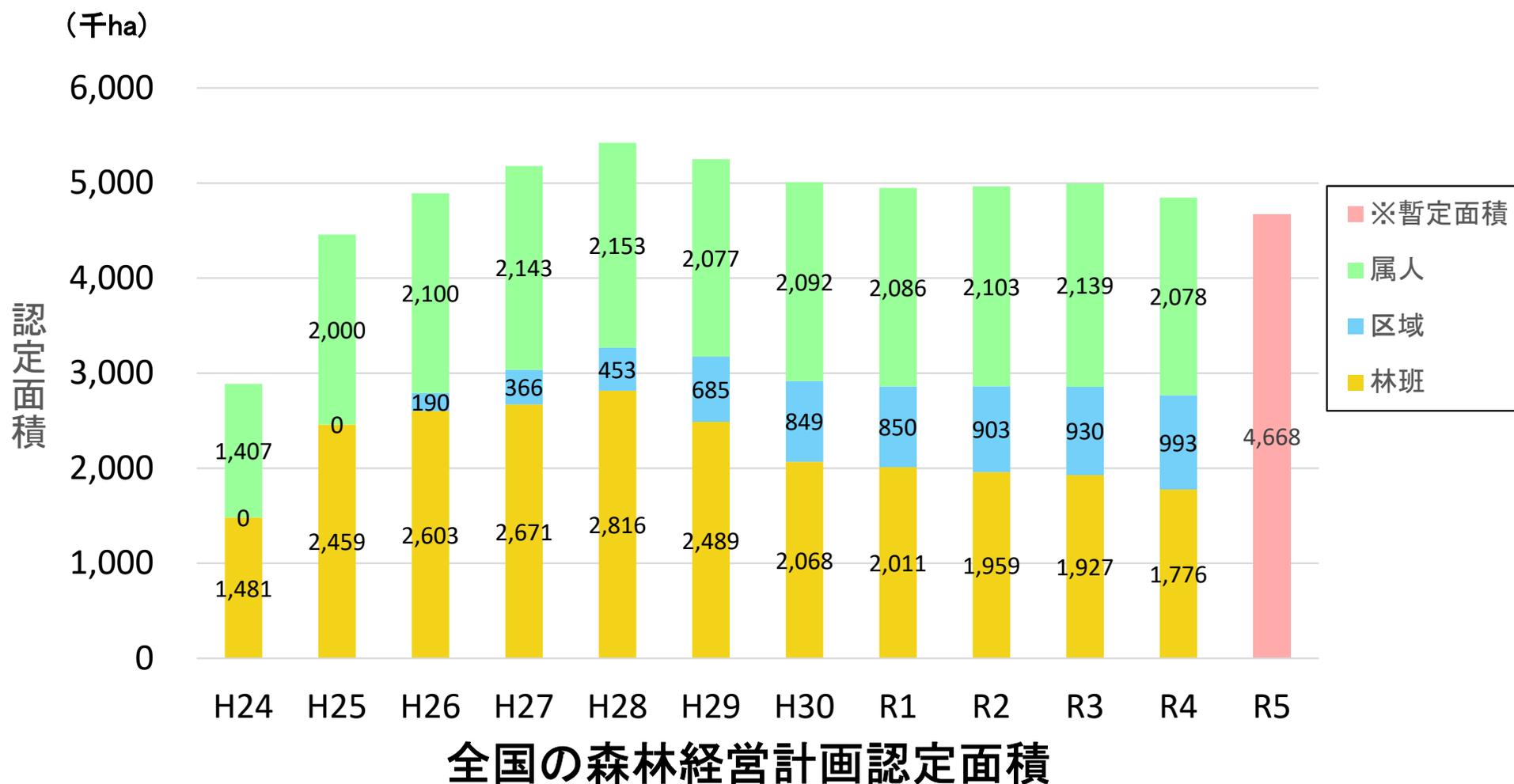


2 現状・課題

2. 現状・課題①

① 全国の森林経営計画の認定面積

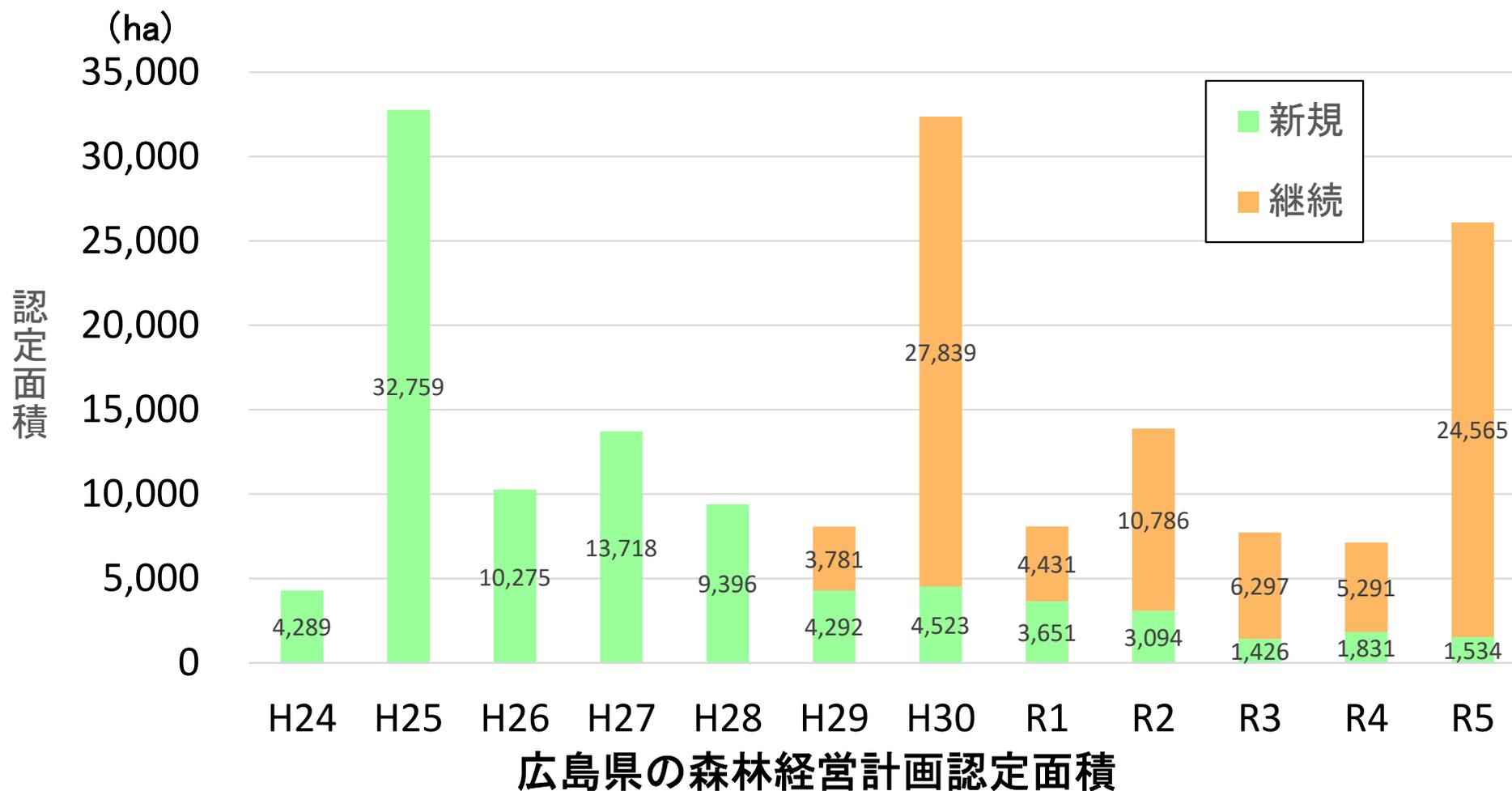
平成24、25年度に計画が多く認定され、更新年度（平成29、30年度、令和4年度）に大きく減少する傾向となっている。
次期計画を作成するにあたり、面積の縮小または計画されていないと推察。



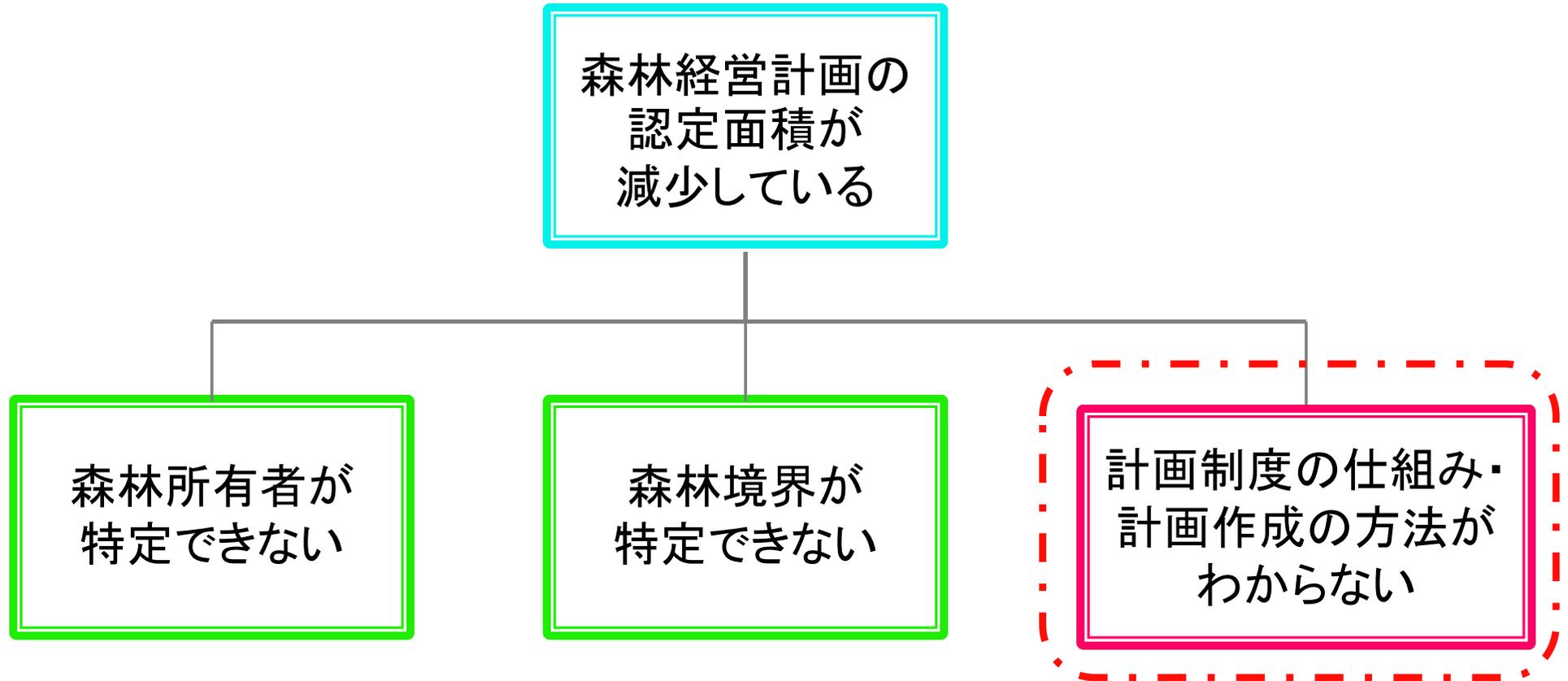
2. 現状・課題②

② 県内の森林経営計画の認定面積

平成25年度に新規で最も多く森林経営計画が認定されている。
更新年度(平成29、30年度、令和5年度)での森林経営計画の認定面積及び、
新規で作成される森林経営計画の認定面積は減少傾向となっている。



2. 現状・課題③



【今回の取組】

森林経営計画制度の理解促進への取組みの強化。
市町や林業経営体に対しての森林経営計画作成等の支援。

3 活動内容・取組の成果

3. 活動内容・取組の成果

森林経営計画の作成の流れ



(市町認定の場合)
計画提出～計画始期まで20日間

計画場所の選定
施業内容の決定

計画の作成
・提出

森林経営計画
の認定

計画の始期
施業の実行

① 計画作成主体に
対しての作成支援

② 計画認定事務を担う
市町に対しての支援



3. 活動内容・取組の成果①

① 計画作成主体に対しての計画作成支援

目的

森林経営計画を作成するにあたり生じた課題の解消。

対応

電話、メール、状況に応じてwebや対面での対応。
森林経営計画制度に関する研修の実施。

実績

市町・・・5件 森林組合・・・13件 民間企業・・・15件

3. 活動内容・取組の成果②

計画作成主体に対しての支援状況



研修実施状況



作成支援状況①



作成支援状況②

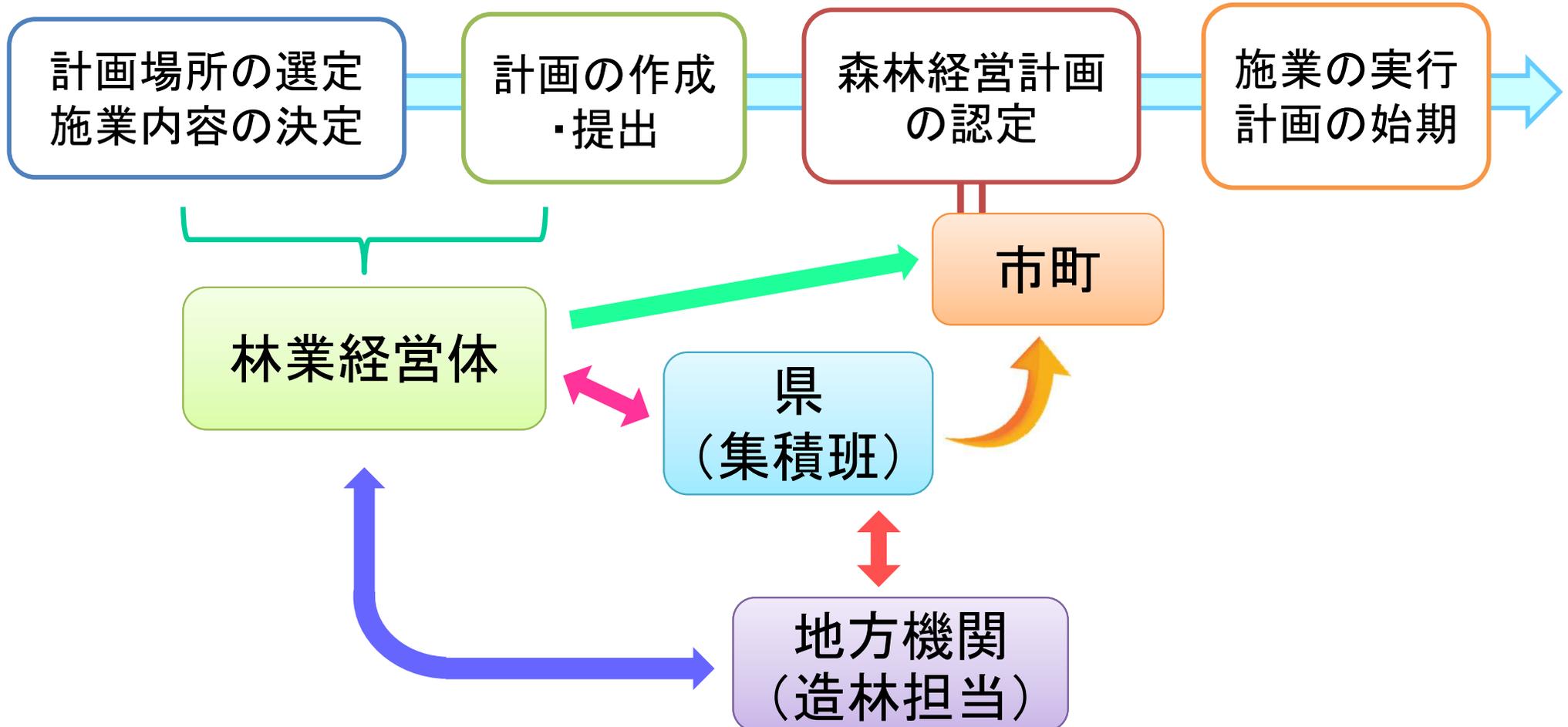


作成支援状況③

3. 活動内容・取組の成果③

初めて森林経営計画を作成する林業経営体への支援

林業経営体が所有する山林で間伐を実施したい！



3. 活動内容・取組の成果④

② 計画認定事務を担う市町に対しての支援

目的

森林組合や民間企業等が作成した森林経営計画を認定していくに
当たり生じた課題の解消。



対応

森林経営計画制度に関する研修の実施。
電話、メール、状況に応じてwebや対面での対応。



実績

市町基礎研修の実施、市町(個別案件)・・・5件

3. 活動内容・取組の成果⑤

森林経営計画の計画事項と認定基準

計画事項

- ・森林の経営に関する長期の方針
- ・森林の現況及び伐採計画等
- ・森林の保護に関する事項
- ・森林の経営の共同化に関する事項
- ・森林の経営の規模拡大の目標等
(任意)

認定基準

適正な主伐の基準

- ・成長量の範囲内を基準とする伐採
(主伐量の上限)
- ・標準伐期齢以上で伐採
- ・1箇所あたりの主伐面積の規模
(20ha以下等)
- ・伐採後の造林を天然更新する
場合の伐採率

適正な間伐の基準

- ・適切なサイクルに基づく間伐
(間伐面積の下限)
- ・間伐率の上限(35%)以内で伐採

適正な植栽の基準

- ・主伐後に更新が図られていない
場合は5年以内に更新

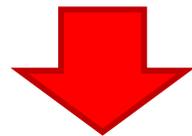
市町村森林整備計画との適合を確認

3. 活動内容・取組の成果⑥

計画認定事務を担う市町に対しての支援

内容

- ① 森林経営計画制度の詳細説明
- ② 森林経営計画サブシステムで作成された森林経営計画の認定方法
- ③ Excel等で作成された森林経営計画の認定方法



結果

- 計画作成主体とともに認定基準の共有をおこなった。
- 森林経営計画の認定事務がより適正に進められるようになった。

認定チェック
通過判定 森林経営計画の認定審査(総括表)

■対象森林面積適否判定【個人】		■間伐面積適否判定			
経営計画対象森林面積:	5695.55	間伐面積:	122.88	減算される間伐面積:	97.25
計画的伐採対象森林面積:	5692.88	間伐対象面積:	416.32	スギ	31.43
適用除外面積:	52.86	標伐未満対象面積:	0.00	ヒノキ	10
一体整備相当森林面積:	5695.55	標伐以上長伐期未満対象面積:	77.26	179.75	15
受委託:	1.80	長伐期以上対象面積:	93.75	34.13	20
面積規模要件の基準:	100.00	間伐面積下限:	44.51	60.20	
適否:	通	間伐面積下限合計:	104.71	適否:	通

■主伐伐採量適否判定					
施業方法	木材有無	立木材積	伐採材積	伐採上限	超過と調整の情報
-	無	63253	0	8124	
	有	7862	0	1244	
延	無	0	0	0	
	有	300976	0	37713	
長	無	0	0	0	
	有	9036	0	1365	
複	無	602202	0	69660	
	有	98329	0	118106	
超過伐採対象材積計		0	上限に加算	上限調整	主伐伐採量適否
調整対象材積計		0	上限から減算	118106.00	通

※基本項目の備考欄
※伐採材積が上限調整以下

施業方法	伐採前材積	伐採材積	伐採後材積	要残存材積	伐採量適否
複	0	0	0	0	通
択	0	0	0	0	通
特	0	0	0	0	通

※複、択、特のそれぞれが伐採後材積が残存材積以上であること

認証チェック画面



支援状況

4 今後の展開・まとめ

4 今後の展開①

林業経営適地での集約化の取組

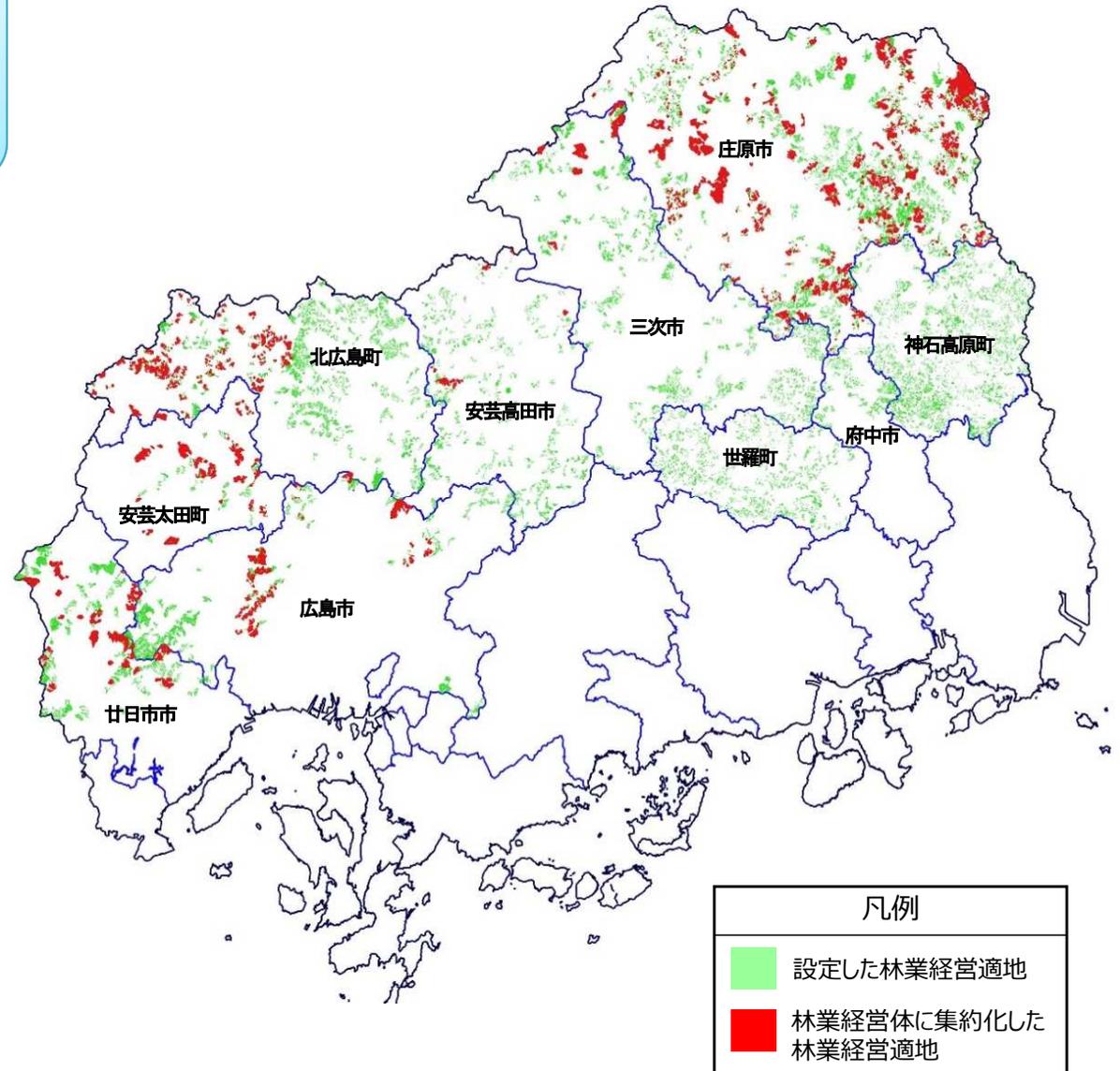
県内人工林約4万haを
「林業経営適地」に設定。



「林業経営適地」において
森林経営計画の作成を
促進。



持続可能な森林資源
サイクルを構築。



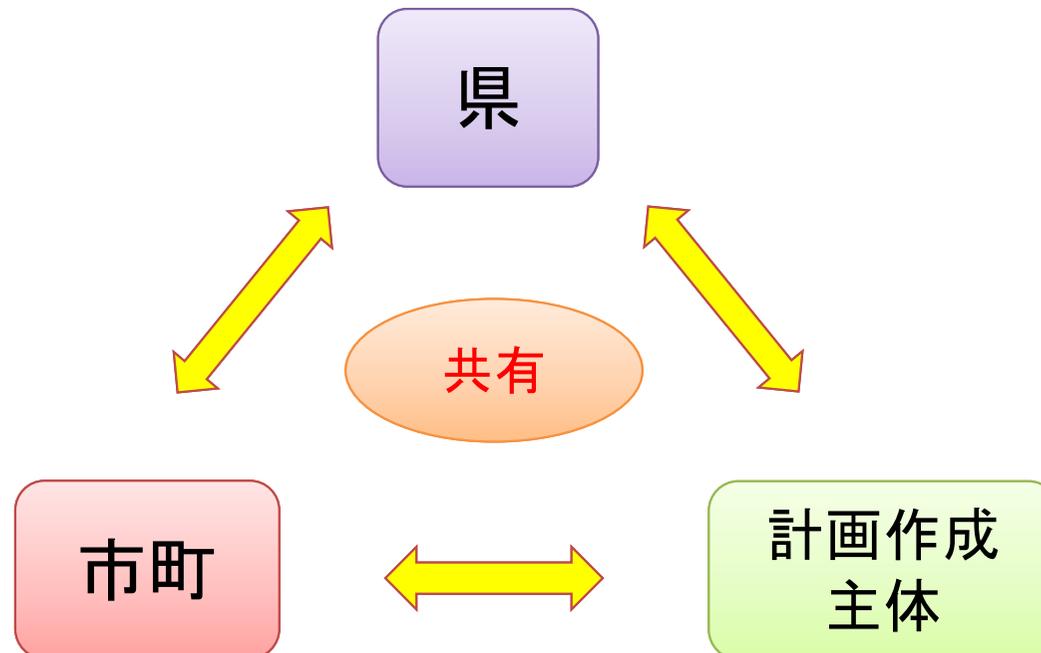
4 今後の展開②

森林経営計画サブシステムの改修

森林経営計画サブシステム
に関する相談・・・15件



- ・データの共有
- ・操作性、利便性の向上



まとめ

森林経営計画の作成と実行が促進されることにより、
⇒健全な森林の造成や森林の諸機能が発揮される。

取組支援として、

1. 森林経営計画制度に関する研修等の開催
2. 林業経営体等に対する森林経営計画の作成支援
3. 市町に対して森林経営計画の認定方法等に関する支援

などを実施。

引き続き、市町・林業経営体のニーズに応え、
効果的な支援を検討・実践していきたい。

ご清聴ありがとうございました

